

保 護 者 様

愛知教育大学附属幼稚園

園長 奥地 美喜

学校感染症について

学校保健安全法に基づき、お子様が学校感染症に指定されている病気にかかった場合、出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めます。下記のような病気と診断されましたら、必ず幼稚園に連絡をしていただきますようお願いいたします。

学校感染症の種類と出席停止期間

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

感染症の種類		出席停止の期間	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルスによるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体がH5N1型に限る）	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症	発熱後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症から10日間はマスク着用をすすめます。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫、RSウイルス感染症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	